

○盛土規制法関連手数料

令和 7 年 5 月 1 日施行

手数料名	事項		手数料の額 (単位：円)
宅地造成・特定盛土等 工事許可申請手数料	造成面積	500 m ² 以内	14,150
		500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	24,060
		1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	36,560
		2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内	53,810
		3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	69,300
		5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	93,440
		10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内	146,470
		20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内	227,600
		40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内	365,670
		70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	524,410
		100,000 m ² を超えるもの	701,270
宅地造成・特定盛土等 工事変更許可申請手数料	ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計変更		(当初手数料) × 1/10 [※]
	イ 造成面積の減少に伴う工事の設計変更		(減少後面積の手数料) × 1/10 [※]
	ウ 造成面積の増加に伴う工事の設計変更	当初区域の工事の設計変更がない場合	増加部分面積の手数料
		当初区域の工事の設計変更がある場合	(当初手数料) × 1/10 [※] + 増加部分面積の手数料 (合計額が 701,270 円を超える場合は 701,270 円)
	エ 規則第 38 条及び第 68 条並びに細則第 7 条第 2 項で定める変更以外の変更		10,790
宅地造成・特定盛土等 工事中間検査申請手数料	造成面積	500 m ² 以内	3,540
		500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	4,430
		1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	5,310
		2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内	6,200
		3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	8,420
		5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	9,740
		10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内	12,850
		20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内	14,620
		40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内	18,610
		70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	24,810
		100,000 m ² を超えるもの	31,460

手数料名	事項		手数料の額 (単位：円)
土石堆積工事許可申請手数料	堆積面積	500 m ² 以内	12,040
		500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	15,050
		1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	18,070
		2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内	22,370
		3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	30,110
		5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	35,280
		10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内	42,160
		20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内	55,930
		40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内	75,720
		70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	112,730
		100,000 m ² を超えるもの	140,260
土石堆積工事変更許可申請手数料	ア 土石堆積に関する工事の設計変更		(当初手数料) × 1/10 [※]
	イ 堆積面積の減少に伴う工事の設計変更		(減少後面積の手数料) × 1/10 [※]
	ウ 堆積面積の増加に伴う工事の設計変更	当初区域の工事の設計変更がない場合	増加部分面積の手数料
		当初区域の工事の設計変更がある場合	(当初手数料) × 1/10 [※] + 増加部分面積の手数料 (合計額が 140,260 円を超える場合は 140,260 円)
	エ 規則第 38 条及び第 68 条並びに細則第 7 条第 2 項で定める変更以外の変更		10,030
適合証明書交付手数料	ア 法第 12 条第 1 項、法第 16 条第 1 項、法第 30 条第 1 項又は法第 35 条第 1 項の許可を受ける必要がないことを証する書面の交付		4,710
	イ ア以外の書面の交付		420

※ 10 円未満の端数は切捨て